

第3～5期 飲食店向け休業要請・時短営業協力金のQ & A

1. 緊急事態宣言関係（4月25日～6月20日分）

質問内容		回答
1	協力金はいくら支給されるのか。	国の制度に沿って、一日当たり4～20万円／店舗(中小企業)を支給します。大企業には、一日当たり1千円～20万円／店舗となります。
2	休業と時短営業の場合は協力金の金額に違いがあるのか。	違いはありません。
3	もともとの閉店時間が20時より遅い居酒屋だが、休業しなければ、協力金は支給されないのか。	もともとの閉店時間が20時より遅い飲食店であれば、20時までに時間短縮し、かつ酒類及びカラオケの提供を止めれば支給されます。
4	もともとの閉店時間が18時の喫茶店(酒類の提供あり、カラオケの提供なし)であるが、酒類の提供をやめたら、協力金をもらえるか。	もともとの閉店時間が18時なので、協力金の対象となるのは、休業した場合のみです。酒類の提供を止めるだけでは、協力金の対象外となります。
5	もともとの閉店時間が18時の喫茶店(酒類又はカラオケの提供なし)であるが、休業すれば、協力金をもらえるか。	もともと酒類又はカラオケの提供がないので、5時から20時までの時間帯への営業時間の短縮を要請しています。貴店の場合、もともとの閉店時間が18時なので、営業時間の短縮に当てはまらず、協力金の対象外となります。
6	酒類を提供する飲食店(通常は22時閉店)だが、平日は時短営業、土日祝は休業というように、対応を切り替えることを考えている。それでも協力金の対象となるか。	日によって休業と条件を満たす時短営業を切り替えて実施しても、休業要請等の最終日まで継続して休業または酒類及びカラオケの提供を止めて時短営業をしていれば協力金の対象となります。
7	ネットカフェ・漫画喫茶については休業要請の対象か。	ネットカフェ・漫画喫茶は、すべて休業要請等の対象外。
8	大規模ショッピングセンターに入居するカラオケ店(酒類提供もあり)だが、飲食業の営業許可も持っている。県の要請に応じてショッピングセンター自体が休業し、当店も休業することになった。飲食店向けか、大規模施設向けか、どちらの協力金が当たるのか。	【5/2追加・6/22一部修正】 飲食店の営業許可があり、ショッピングセンターの休業に伴い、休業することになるので、飲食店向けの協力金(4～20万円／日・店舗)の対象となる。 <参考> 入居する大規模施設が県の要請に応じて休業し、飲食店等の営業許可がない酒類提供するカラオケ店(テナント)の場合、テナント事業者向け協力金(2万円/日・店舗)の対象となる。ただし、同協力金は6月20日分までで、6月21日以降は同協力金はありません。
9	緊急事態宣言が5月11日で終了するものと思い、5月12日以降は予約を受け入れて、通常営業に戻した。5月11日までは県の休業・時短営業に協力したのだから、協力金はもらえるか。	【5/28追加】 協力開始日から5月11日までの間、協力金の要件を全て満たすのであれば、その期間分の協力金は支給されます。(5月12日以降の分は支給されません)
10	2019年途中で店を移転、店名も変更した。移転・変更前の店舗の売上げを用いて、売上高方式で協力金日額を計算したいが、可能か。	【5/28追加】 今回の協力金は店舗単位で支給するものであり、運営する事業者が同一であっても、店舗としての同一性が認められない場合は、別店舗と見なします。この場合は、2019年以降に開店した新たな店舗として、取り扱います。
11	前のオーナーから事業承継で店を引き継いだ場合は、引き継ぐ前の売上高を用いることはできないか。	【5/28追加】 今回の協力金は店舗単位で支給するものであり、運営する事業者が違って、店舗としての同一性が認められれば、引き継ぐ前の売上高を用いることができる場合があります。事業承継の場合は、申請者が引き継いだことを示す税務署への開業届や、前オーナーとの譲渡契約書の写しなどを提出して、承継の事実を証明していただくこととなります。
12	売上高方式において「前年又は前々年の5月」の一日当たり売上高を基に協力金日額単価を算出しているが、当店は令和2年5月に開店したので、令和2年5月しか選べない。しかし同月、最初の緊急事態宣言下で、ほぼ休業状態で、売上が立っていなかった。それ以外の時期では、一日当たり売上高が10万円を超えていた。開店から年数が経っていない店舗については、売上高方式の基準月について任意の月を選択できるように、柔軟な対応はできないのか。	【6/23追加】 令和元年6月から令和2年5月までの間に開店した店舗(売上高方式・売上高減少額方式における基準月が令和2年4月又は5月のいずれかになります)については、協力金日額単価の基準月が、最初の緊急事態宣言の発出時期で売上が見込めない期間であったことを考慮して、令和2年6月以降に新規開店した店舗に関する特例(第3期・第4期申請要項の11ページ)に準じた取扱いをします。具体的には、令和2年(度)分の確定申告を行った場合は同年(度)分の売上高を基に、それができない場合は開店日以降の任意の1ヶ月間の売上高を基に、協力金日額単価を算出することができることとします。

2. まん延防止等重点措置（6月21日～7月11日分）関係

質問内容		回答																			
13	<p>協力金はいくら支給されるのか。</p> <p>1) 飲食店の土日祝日の単価加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">前(々)年の1日当たり売上高</th> <th colspan="2">協力金単価(日・店舗)</th> </tr> <tr> <th>緊急事態措置</th> <th>まん延防止等重点措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中小企業</td> <td>～7.5万円</td> <td>4万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>7.5～10万円</td> <td></td> <td>3～4万円 (売上高×0.4)</td> </tr> <tr> <td>10～25万円</td> <td>4～10万円 (売上高×0.4)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>25万円～</td> <td>10万円</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	区分	前(々)年の1日当たり売上高	協力金単価(日・店舗)		緊急事態措置	まん延防止等重点措置	中小企業	～7.5万円	4万円	3万円	7.5～10万円		3～4万円 (売上高×0.4)	10～25万円	4～10万円 (売上高×0.4)	同左	25万円～	10万円	同左	<p>【6/22追加】 6月21日からの協力金日額単価は、以下のとおりとなります。 <まん延防止等重点措置区域> 中小企業:売上高方式により算出、左の表のとおり 大企業:売上高減少額方式により算出(1千円～20万円/日・店舗)</p> <p><その他区域> 中小企業:売上高方式により算出(2.5～7.5万円/日・店舗) 大企業:売上高減少額方式により算出(1千円～20万円/日・店舗)</p>
区分	前(々)年の1日当たり売上高			協力金単価(日・店舗)																	
		緊急事態措置	まん延防止等重点措置																		
中小企業	～7.5万円	4万円	3万円																		
	7.5～10万円		3～4万円 (売上高×0.4)																		
	10～25万円	4～10万円 (売上高×0.4)	同左																		
	25万円～	10万円	同左																		

14	「まん延防止等重点措置区域」内で、平日11～19時の間に酒類を提供できるための「一定の要件」とは、どのようなことか。	<p>【6/22追加】 次の5つの感染防止対策をすべて実施している場合をさします。 ・アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保) ・店内入口に消毒設備を設置し手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内</p> <p>具体的には、県のホームページに載せている、別紙1「対策項目チェックリスト①」により、各項目の自己チェックを行ってください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html</p> <p>なお、自己チェックしていただいた、別紙1「対策項目チェックリスト①」の写しを、第5期協力金の申請書に添付していただくことになります。</p>
15	酒類を提供できるための「一定の要件」は、まん延防止等重点措置区域ではない区域の店舗にも求められるのか。	<p>【6/22追加】 「一定の要件」が求められるのは、まん延防止等重点措置区域の店舗だけです。そのため、それ以外の区域の店舗には求められていません。ただ、感染拡大防止の趣旨には配慮して、適切な店舗運営をお願いできればと思います。</p>
16	土日の酒類提供を止めたことによる加算は、平日も含めて加算になるのか。	<p>【6/22追加】 県の要請(時短+酒類提供の停止)に応じていただいた土日だけの加算となります。</p>
17	加算の仕方は、どのようなものか。平日の単価に、単純に1万円が加算されるのか。	<p>【6/22追加】 まん延防止等重点措置区域内の店舗で、要請に応じた店舗に対して、最大1万円が加算されます。計算方法としては、6月20日に解除された緊急事態措置の時の中小企業と同じで、前年又は前々年の基準月の1日当たり売上が10万円以下の店舗(中小企業)について協力金日額単価を4万円とします。それ以外の店舗については、変更はありません。 (考え方:緊急事態措置時と同様の制限を事業者に要請するので、協力金単価の計算式も、緊急事態措置時と同じにする)</p> <p>※イメージ図</p> 
18	営業している店舗のみ、土日の協力金が加算されるのはなぜか。	<p>【6/22追加】 国の対処方針では、一定の条件下での19時までの酒類提供を認めています。本県も平日はそれに則っていますが、本県独自の措置として、酒類を飲む機会の増える土日において酒類提供をしないよう要請しています。国の水準を上回る制限を要請するものなので、それに応じた事業者に対して協力金を加算することとしました。 (令和3年4月25日からの緊急事態措置に係る協力金並みの水準を確保)</p>
19	「まん延防止等重点措置区域」内の店舗で、平日は時短営業に応じ、酒類は「一定の要件」を満たし、制限時間を守って提供している。ただ、土日は時短営業にも、酒類の提供停止にも、応じないつもりだ。この場合は、協力金はもらえないのか。	<p>【6/22追加】 土日の酒類提供の停止は、兵庫県独自の要請です。それに従って頂けない場合は、その土日分の協力金を支払うことはできません。 ただし、平日は要請に応じて頂いているので、平日分については協力金を支給する方向で検討しています。詳細は、7月上旬に公表する第5期の申請要項に記載する予定です。</p>
20	「まん延防止等重点措置区域」内の、通常の営業時間が22時までの居酒屋である。今はコロナで、土日も含めてずっと休業しているが、協力金の土日加算をもらえるのか。	<p>【6/22追加】 土日加算の対象となるのは、現在、平日は時短営業をする中で酒類提供を行っていて、土日は酒類提供を停止する店舗になります。平日・土日とも休業している店舗については、土日加算は当たらず、平日と同じ協力金単価となります。(中小企業:3～10万円/店舗・日)</p>
21	「まん延防止等重点措置区域」内の店舗で、平日は時短営業に応じ、酒類は「一定の要件」を満たし、制限時間を守って提供している。土日は休業する予定だ。この場合は、協力金はもらえないのか。	<p>【6/22追加】 土日加算の対象となるのは、現在、平日は時短営業をする中で酒類提供を行っていて、土日は酒類提供を停止する店舗になります。平日は時短営業と酒類提供の制限に応じ、土日のみ休業される場合、土日加算の対象となります。</p>
22	第5期の協力金は、売上高方式や売上高減少額方式の基準月は、6月になるのか。	<p>【6/22追加】 前年又は前々年の6月の1日当たり売上高を基に、または、そこからの売上高の減少額を基に、協力金日額単価を算出していただく予定です。</p>
23	「まん延防止重点区域」内の、酒類を提供するカラオケボックスは、協力金の対象か。	<p>【6/22追加】 飲食業または喫茶店の営業許可を有し、20時までに営業時間を短縮し、酒類提供の一定の要件を満たした上で、19時までに酒類提供を終了するカラオケボックスであれば、対象となります。 6月20日までの緊急事態措置時とは異なり、20時までに営業時間を短縮することも必要であり、通常の閉店時間が20時までのカラオケボックスであれば、その点で、協力金の対象から外れます。</p>
24	カラオケ設備のある飲食店である。時短営業や酒類提供の制限に加えて、カラオケ設備の利用自粛もしないと、協力金をもらえないのか。	<p>【6/23追加】 そのとおりです。 なお、カラオケボックス等(個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設)は、利用自粛の対象外です。</p>

25	「まん延防止等重点措置区域」内の、酒類を提供する、通常の営業時間が19時までの飲食店である。緊急事態宣言時は、休業すれば協力金の対象となったが、「まん延防止等重点措置」では協力金はもらえるのか？	【6/22追加】 「まん延防止等重点措置」では、酒類提供やカラオケ設備利用の制限に加えて、時短要請に応じていただくことが協力金の支給要件になります。 この場合は、通常の営業時間が19時までで、時短要請に応じていただくことができませんので、「まん延防止等重点措置」では協力金の対象とはなりません。
26	「まん延防止等重点措置区域」内の通常の営業時間が20時までの飲食店である。店内にカラオケ設備があり、その利用自粛には応じている(時短要請には応じる余地がない)。協力金の対象となるか。	【6/22追加】 「まん延防止等重点措置」では、酒類提供やカラオケ設備利用の制限のほかに、時短要請に応じていただくことが協力金の支給要件になります。 この場合は、通常の営業時間が20時までで、時短要請に応じていただくことができませんので、「まん延防止等重点措置」では協力金の対象とはなりません。
27	6月20日までの緊急事態措置には要請に応じたが、6月21日からは仕入れや予約の関係で、時短要請には応じず、通常営業している。この場合、6月20日までの分の協力金はもらえないのか。	【6/22追加】 この場合における6月1日～6月20日までの分の協力金の取扱いについては、検討中です。7月上旬に公表する、第5期の申請要項にて取扱いをお示しする予定ですので、もうしばらくお待ちください。
28	協力金を申請するのに、兵庫県の「認証店ステッカー」をもらっておく必要があるのか。	【6/23追加】 必ずしも必要ではありません。代わりに、感染防止対策をしている店舗であることを示していただくため、「対策項目チェックリスト①」の各項目に、自己チェックをしていただいたものの写しを、申請に添付してください。「対策項目チェックリスト①」の様式は、県の第5期協力金ホームページからダウンロードできます。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin5.html

3. 共通事項

	質問内容	回答
29	準備の関係で、4月25日から休業(時短営業)できなかった。4月26日以降から休業等を始めても、協力金をもらえるか。	休業等の開始日から、休業要請等の最終日まで継続して休業等した場合に、休業した日数(定休日等の店休日を除く)に応じて協力金が支給されます。
30	5月31日まで休業又は時短営業を続けないと協力金をもらえないのか。	【5/13追加】 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、5月31日まで休業や時短営業に継続してご協力をお願いします。協力金についても、原則として、それを要件とさせて頂く予定です。
31	6月1日(6月21日)からの休業・時短営業に対する協力金は、いつから申請できるのか。	【6/22追加】 7月12日(月)から、6月1日から6月20日までの緊急事態措置分と、6月21日からの時短要請分とを合わせて、申請を受け付ける予定です。 申請要項・申請様式については、申請開始日が近づいたら、県ホームページ等で、公表します。
32	紙の申請書類は、どこに行けばもらえるのか。	【5/28追加】 <飲食店向け> 各県民局・県民センターの商工担当課、各市役所・町役場の商工担当課、商工会議所・商工会に配布しています。なお、取りに行かれる際は、事前に電話等で確認された上で、取りに行かれることをお勧めします。 ※具体的な窓口一覧は、県協力金HPに掲載中。